

#### 請願第4号

「汚染米」の食用への転用事件の全容解明と徹底回収、外米（ミニマムアクセス米）の輸入中止を求める請願書

#### 【請願趣旨】

米穀加工販売会社「三笠フーズ」に端を発した、いわゆる「汚染米」の食用への転用事件は、食の安全・安心を脅かす許せない事件です。その影響は、各地の学校給食や保育園、医療・福祉施設までも巻き込み、弁当やおにぎりとしても広く販売されたといえます。

この事件は、儲けのためなら国民の健康も命をも顧みない一部の企業の反社会的な行為が直接の原因ですが、何度も内部告発を受けながら、これを見過ごしてきた政府・農林水産省の責任も重大です。

この事件の背景に、食の安全に対する政府の無責任さと共に、必要でもない外米を、「ミニマムアクセス米の輸入は義務だ」と強弁し、輸入し続けてきたことがあります。そのため、食用の輸入検査で問題があれば、輸出国に戻すか廃棄処分にすべきところを、「非食用」に切り替えてでも輸入実績を積み上げてきたのです。

しかも、政府は、規制緩和の一環とって国民の主食に対する責任を放棄し、米流通を原則自由化してきました。このことも、今回の事件を引き起こし、なおかつ全容解明を難しくしている理由です。

いま、世界は食料危機に直面しており、米不足と米価高騰が深刻です。このようなとき、4割の田んぼで減反を強制してまで外米を輸入することは、世界の食料事情から見ても異常です。外米（ミニマムアクセス米）の輸入は中止し、減反政策を見直して、世界の食料危機解決に貢献すべきときです。

私たちは、食の安全・安心の確保のため、また、世界の食料危機解決のために以下の事項の実現を求める意見書を政府関係機関に提出されるよう地方自治法の規定にもとづいて請願します。

#### 【請願事項】

1. 「汚染米」事件の全容解明と徹底回収を国の責任で行うこと
2. 需要のない外米（ミニマムアクセス米）の輸入は中止すること

平成20年11月13日

草津市議会議長

中島 一 廣 様

請願者

住 所 滋賀県蒲生郡安土町大中241

氏 名 滋賀県農民組合連合会  
代表者 北村 富生

紹介議員 藤井 三恵子